

石岡台地 だより

石岡台地土地改良区 石岡台地用水営農対策協議会

理事長 島田 穰 一
会 長

茨城県石岡市南台三丁目2番1号
電話(代表) 0299-26-7261

 水土里ネット石岡台地

ごあいさつ

石岡台地土地改良区理事長
石岡台地用水営農対策協議会会長

島田 穰 一



組合員並びに関係者の皆様方におかれましては、益々ご健勝でご活躍のこととお慶び申し上げます。また日頃より石岡台地土地改良区の運営及び事業推進に対しましてご支援ご協力を頂いておりますことに心より厚く感謝申し上げます次第です。

さて石岡台地土地改良区も設立から四一年が経過しました。当時は農業用水の安定供給を目指し、水田の基盤整備を実施して効率的な米の生産を行うと共に大規模な畑地かんがいを行い農家の所得向上を目指していた時代でありました。それから時代は大きく変化し、米の生産調整や

価格の低迷、担い手の減少による耕作放棄地の増加など農業を取り巻く環境は年々厳しくなっております。そのため土地改良区も時代の変化に対応しながら、組織のスリム化を図り、用水の安定的、効率的な供給に務めているところです。

しかしながら当改良区の現状として、国営用水施設はもとより、末端の用水施設である機場、用水管等の経年劣化により維持管理の補修費が年々増加傾向にあります。

いうまでもなく水田の維持管理費は組合員の皆様から徴収しました賦課金で成り立っております。

末端施設の管理運営、補修等につきましては地元組合員の皆様が長期間に亘り適切な維持管理を実施して頂いているところですが、施設の老朽化は避けて通れない問題になりつつあります。

改良区としても末端施設並びに営施設設の更新に対し、管理運営のさらなる効率化に努めるとともに、新たな補助事業を導入しながら、できるだけ地元負担の少ない方法で対応できるよう現在進めているところでありますので、皆様方の一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

第57回通常総代会を開催

平成21年3月27日(金)グリーンパレス石岡において第57回通常総代会を開催しました。総代定数94名の内75名出席のもと島田理事長挨拶、来賓祝辞(茨城県水戸土地改良事務所根本所長)の後、議長に行方地区岡田総代を選出し平成21年度事業計画及び一般会計収入支出予算を含めた36議案が提出され、36議案原案どおり可決承認されました。



平成21年度 予算について

●平成21年度 各会計別予算

(単位:千円)

会 計 区 分	予 算 額	会 計 区 分	予 算 額
1 一 般 会 計	154,627	8 霞ヶ浦開発事業水源費償還特別会計	208,688
2 施設管理事業特別会計	142,793	9 土地改良事業特別会計	26,909
3 地区施設管理特別会計	375,389	10 施設使用特別会計	46,702
4 基幹水利施設管理受託事業特別会計	56,000	11 国営造成施設用地特別会計	6,693
5 維持管理適正化事業特別会計	21,583	12 農地転用決済金特別会計	214,489
6 農林漁業資金償還特別会計	96,893	13 その他特別会計	1,171,050
7 国営事業費償還特別会計	457,070	総 計	2,978,886

平成21年度 主 な 事 業

1. 土地改良事業(工事)

- (1)県単土地改良事業(片野第1地区外3地区)
- (2)土地改良施設維持管理適正化事業
(恋瀬川左岸地区第1・2工区外13地区)
- (3)農地・水・環境の保全向上活動支援事業
(染谷地区外13地区)
- (4)受託事業(市役所よりパイプライン工事を受託)
岩間南部地区(笠間市)・園部川右岸地区(石岡市)

- (5)基幹水利施設管理受託事業(国営機場の電気料等)
- (4)国営造成施設管理体制整備促進事業
(農業水利施設の多面的機能の発揮と改良区の整備強化)
- (5)維持管理委員会との連携による末端施設の保守管理

2. 国営施設管理

- (1)基幹水利施設ストックマネジメント
(国営第1 機場ポンプの補修等)
- (2)国営基幹施設運転管理実施計画
(稲作の生育状況に合わせた送水計画)

3. 償還対策

- (1)土地改良負担金償還平準化事業
(五反田地区・俎倉地区)
- (2)特別型国営事業計画償還助成事業

4. 効果未発生地域の事業化

- (県営畑地帯総合整備事業の推進)

5. 賦課金滞納の縮減に向けた対応

平成21年度の新たな事業

平成21年度新規事業として「**農地有効利用支援整備事業**」が新設されました。

事業期間:平成21年度～23年度

事業内容:既存の施設を対象とする補修や整備の工事が**200万円**未満であり、単年度で施工可能なこと。
(この事業により地区施設の補修、整備が実施できます。)

国庫補助率:国 50%

○事業の相談については、石岡台地土地改良区事業推進課までお願いします。

平成19年度(一般・特別)会計収入支出決算総括表

(単位:千円)

会 計 区 分	収入決算額	支出決算額	次年度繰越	会 計 区 分	収入決算額	支出決算額	次年度繰越
1 一 般 会 計	157,726	151,615	6,111	7 霞ヶ浦開発事業水源費償還特別会計	208,688	208,688	0
2 施設管理事業特別会計	520,849	390,279	130,570	8 土地改良事業特別会計	74,698	74,147	551
3 基幹水利施設管理受託事業特別会計	50,171	50,003	168	9 施設使用特別会計	44,096	2,390	41,706
4 維持管理適正化事業特別会計	4,075	4,075	0	10 国営造成施設用地特別会計	6,692	0	6,692
5 農林漁業資金償還特別会計	240,685	203,137	37,548	11 農地転用決済金特別会計	197,138	16,848	180,290
6 国営事業費償還特別会計	559,190	543,993	15,197	12 その他特別会計	1,088,896	64,191	1,024,705
				総 計	3,152,905	1,709,366	1,443,539

ゆたかな地域づくりを目指して畑地の整備を推進しましょう!!

◇農作業をしやすいするための基盤整備を行うとともに、経営安定のために集落の環境整備を一体的に行うことができる事業です。

1. 事業主体 県

2. 採択要件（担い手育成型）

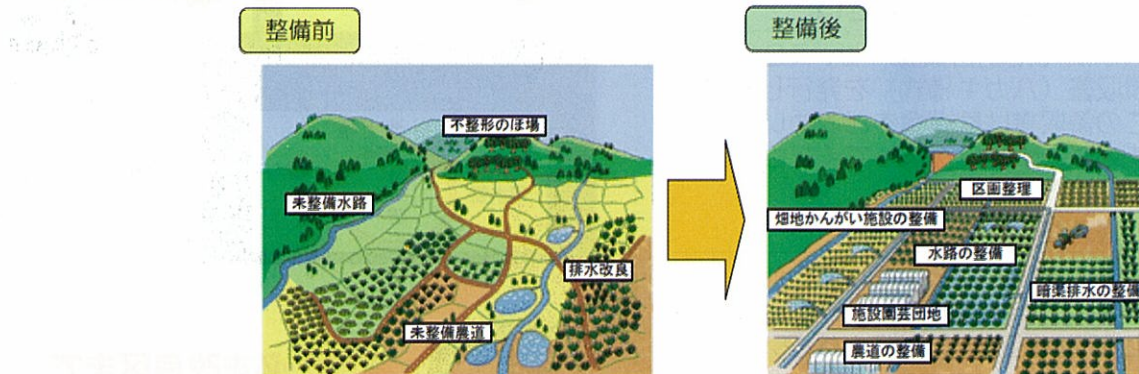
①区画整理、農業用排水施設、農道いずれかの事業が必要です。

②受益面積の合計が20ha以上（樹園地にあたっては10ha以上）必要です。

③担い手農家へ農用地の利用集積が事業完了時に一定要件以上図られることが必要です。

補助率 国：50% 県：25% 地元：25%

●事業のイメージ



東成井西部地区(石岡市)で畑地帯総合整備事業が始まる

◇平成16年度より推進してきました本地区が、平成20年度に事業採択されました。

現在、今年度中に工事着工できるよう換地・工事委員会が合同で換地作業を進めています。

●工 期：平成20年度から平成25年度まで

●事業内容：区画整理 A = 27.9ha
農道工(幹線農道) L = 825m
農業用水施設 揚水機場1ヶ所
ファームポンド1ヶ所
ウォータースタンド1ヶ所



○換地・工事合同委員会の様子



茨城県県央農林事務所経営普及部門

います。

今後、安定生産のための整枝剪定や病害虫防除の励行、栽培技術の習得・向上を図るとともに、安定出荷に向けた新たな組織づくりを進めていきます。併せて、平成19年に商品開発された「小美玉市産ブルーベリー」飲みヨーグルトをはじめとする新たな商材づくりにも積極的に取り組み、販路拡大をはかっています。

います。

小美玉市ブルーベリー生産者連絡会議(40名、約九ヘクタール)は、新たな特産品の育成と遊休農地の解消を目的に平成17年から旧玉里村を中心にブルーベリーの導入が進められ、平成18年の市町村合併を機に小川地区・美野里地区の生産者を加えて発足しました。会員には(株)美野里ふるさと食品公社も加わり、生産分野と加工・製造分野が連携した新しいかたちの産地づくりが検討・実践されています。

新たな地域の取組みについて
地元食品加工業と連携した
新たなブルーベリー産地

ナベツクス

お 知 ら せ

賦課金の納入について

預金口座からの振り替え納入を依頼されている組合員様へ

口座振替のお届けがされていても、残高が不足していると振り替えができません。振り替え前日までに、残高を確認しましょう。

領収書は大切に保管してください。

振替納入が済んだ組合員様へは、12月に一括して領収書（ハガキ様式）を発行しております。この領収書は賦課金をお収めいただいた証ですので、大切に保管してください。

もし振り替えができなかったら……

残高不足や口座解約などで振り替えができなかった場合は、納入通知書を発行しますので、当土地改良区までご連絡ください。

賦課金の口座振替について

口座振替を利用されますと、預金口座から自動的に振替納付され、お支払いの手間が省け、納付忘れがなくなりますので、是非ご利用ください。詳しくは、土地改良区賦課徴収課へお問い合わせください。

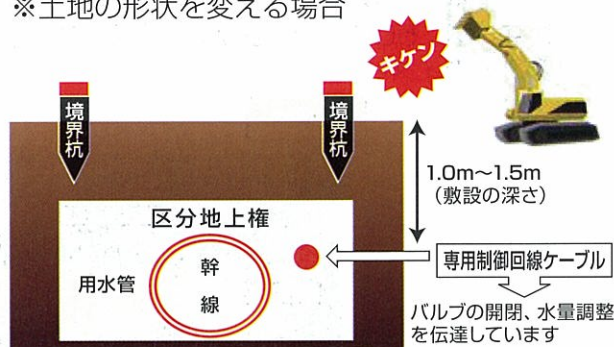
連絡先：石岡市南台3-2-1
石岡台地土地改良区 賦課徴収課
TEL.0299 (26) 7261

国営用水管及び制御ケーブル
ル保全について

制御ケーブルの入っている場所に注意を！

※土地を深く掘る場合（1m以上）

※土地の形状を変える場合



**事前に必ず改良区まで
ご連絡してください。**

連絡先：小美玉市中延2219 中央管理所
TEL.0299 (58) 1468

人事異動

- 事業推進課長 兼 畑地整備推進課長
高野 広
- 石岡台地土地改良事業推進協議会 事務局長
柏木達陽（県）
- 畑地整備推進課
根崎圭二（行方市）
持丸博之（笠間市）

組合員資格得喪の手續きについて

土地の売り買い・貸し借りにより農地が移動した場合、農業者年金受給のため経営移譲や贈与または組合員が死亡したときは、必ず届け出をお願いします。

農地転用等の手續きについて

農地を宅地等、農地以外に転用される場合は、農地転用手続が必要になります。また、残された組合員に負担が荷重にならないよう、地区除外決済金を納入していただきます。

※公共事業による転用も同様です。

決済金の納付は土地改良法第42条第2項で定められています。また、地区除外の手續きをされなければ永久的に賦課されます。

施設使用料について

農道・用排水路等を農作業以外の目的で利用したり、排水を放流する時は、申請が必要です。

（国営・県営・団体営・その他の事業により造成された施設で土地改良区が管理をする施設全般）

施設の使用を承認したときは、当該施設を使用する方から施設の使用目的等にあわせ、使用料を徴収致します。

石岡台地土地改良区へ

届け出をお願いします。